令和８年（フ）第１２４７号
東京都三鷹市野崎１丁目22番３号ネイティブ野崎203
債務者　矢原　洋子（旧姓畑中）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９１号
東京都八王子市楢原町1472番地４オリエンタル・アーク306号
債務者　丹木　美佐
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９５号
東京都八王子市北野町504番地６カーサ・ササ202号
債務者　山本　誠道
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４号
富山市新根塚町三丁目４番地３　パラシオ小西203号
債務者　爲井　得公
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５２号
山梨県韮崎市藤井町北下條1786番地３　コーポドリモアⅧ101号、前住所山梨県韮崎市藤井町北下條81番地１　コーポドリモアⅦ202号
債務者　三浦　のあ（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４１８５号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―601号　ブランチ913
債務者　西田　佳奈（旧姓久保田・奥田）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３７７号
大阪市北区大淀中４丁目６番16―205号
債務者　西　　孝枝
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１９号
大阪府四條畷市二丁通町２番11号
債務者　大岩　寿代
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７３号
大阪市西淀川区姫里１丁目16番10―505号
債務者　木村　英準（法定代理人保佐人坂本佳子）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６６号
大阪市淀川区西三国１丁目36番14号　ＪＡＣＡＲＡＮＤＡ　ＹＡＲＤ　Ｂ棟　106号
債務者　澤田　梨生（旧姓竹村）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５７８号
大阪府東大阪市西岩田１丁目５番13号　ダイヤペットパレス　402号、前住所大阪府東大阪市弥生町２番50―201号
債務者　石原　英華
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６０６号
大阪市住之江区粉浜西２丁目７番２―201号
債務者　西村　諭史
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１６号
大阪府豊中市東泉丘２丁目１番１―306号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬573番地の12
債務者　森本怜雄斗
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５５号
大阪市平野区瓜破５丁目２番13号　レオパレス21　ＥＴＥＲＮＡＬ304
債務者　山﨑　美恵
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５８号
大阪府枚方市渚本町７番２―13号
債務者　白木　政彦
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６５号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番２号　ＵＫアパート　Ｂ５号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートふじや214号
債務者　津留　三男（旧姓扇薗）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７７５号
大阪市福島区鷺洲５丁目12番34号　コスモメイト野田　201号
債務者　西原建旭こと　韓　　照泰
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
　大阪地方裁判所第６民事部